

## 緊急奨学支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、勉学に意欲ある大学生等の修学の機会が経済的理由により失われることを防ぐため、安城市緊急奨学支援金を支給します。

### 1 支給対象者

- 在学要件（いずれかの学校の学生であること）
  - ・大学（短期大学、大学院を含む。） ・高等専門学校（4, 5年生）
  - ・専修学校（日本学生支援機構奨学金の貸与奨学金登録校に限る。）
- 住所要件（令和2年4月1日現在、いずれかに該当すること）
  - （1）本人の生活の本拠が市内であること。
  - （2）父母等（父母の一方がいない場合は、父または母。父母ともにいない場合は、主たる生計維持者）の生活の本拠が市内であること。
- 所得要件（下記のいずれかで計算した本人及び父母等の市民税所得割の課税標準額（以下、課税標準額という。）の合計額が230万円以下であること）
  - （1）令和2年度課税標準額
  - （2）新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込まれる課税標準額
$$\text{令和2年度所得金額} \times \frac{\text{令和2年3～5月の収入}}{\text{前年同期間の収入}} - \text{令和2年度市民税所得控除額}$$
  - （3）新型コロナウイルス感染症の影響により減少すると見込まれる課税標準額（一定の公的支援を受けている場合）
$$\text{令和2年度所得金額} \times 80\% - \text{令和2年度市民税所得控除額}$$

#### 注1）18歳以下の扶養親族について（令和2年1月1日現在の年齢）

15歳以下の扶養親族1人につき33万円、16歳から18歳までの扶養親族1人につき12万円を課税標準額から差し引いて判定します。

#### 注2）海外源泉所得

海外源泉所得については、所得に算入して判定します。

#### 注3）所得要件（1）～（3）課税標準額の組み合わせ

本人、父、母それぞれがいずれかの計算方法を選択することができます。ただし、所得要件（3）は、公的支援を受けている方のみ選択可能です。

#### 注4）所得要件（2）で複数の所得の種類がある場合

所得の種類（事業、不動産、給与、雑など）ごとに減少すると見込まれる所得の計算を行ったあと、各所得を合計し、令和2年度所得金額を算定します。

#### 注5) 所得要件(3)で対象となる公的支援

- ・生活保護(市)
- ・市税の徴収猶予の特例(市)
- ・国税の特例猶予(税務署)
- ・総合支援資金(生活費)(社会福祉協議会)
- ・セーフティネット保証4号(市が認定)※個人事業主の方向け
- ・危機関連保証(市が認定)※個人事業主の方向け
- ・持続化給付金(中小企業庁)※個人事業主の方向け

#### 2 支給金額

1人あたり15万円

#### 3 申請期間

令和2年6月1日から令和2年9月30日まで **(郵送の場合は9月30日必着)**

#### 4 申請書等の配布場所

- ・安城市ウェブサイト
- ・安城市教育委員会総務課庶務係(安城市横山町下毛賀知13番地1(教育センター3階))  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

#### 5 申請に必要なとなる書類

- (1) 安城市緊急奨学支援金支給申請書兼実績報告書
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 支給対象者(学生本人)名義の口座番号の分かるもの(通帳の写しなど)
- (4) 在学証明書(学生証の写しではありません。)
- (5) 戸籍謄本(本人及び父母等が記載されているもの)※安城市の住民基本台帳で本人及び父母が確認できる場合または本籍地が安城市の場合、省略可
- (6) 住民票の写し(本人及び父母等が記載されているもの)※市内在住の場合、省略可
- (7) 本人及び父母等の所得状況を証明する書類 ※市内在住の場合、省略可
- (8) 所得要件(2)に該当する方 平成31年3月から令和元年5月まで及び令和2年3月から同年5月までの収入状況を証明する書類
- (9) 所得要件(3)に該当する方 公的支援を受けていることを証明する書類
- (10) その他必要と認める書類

#### 6 申請書の提出方法

安城市教育委員会総務課庶務係へ郵送

(〒446-0045 安城市横山町下毛賀知13番地1(教育センター3階))